



# 令和5年度放課後児童クラブ入会案内

## 1 放課後児童クラブとは

保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校の就学児童を対象に、放課後および長期休業期間に実施している登録制の児童クラブです。



## 2 入会の要件

市内に居住する児童の保護者のいずれもが、就労等により児童の養育が出来ない場合で、親族その他の者も養育できない留守家庭に限ります。

令和5年度からは、小学校5・6年生も入会できます。

| 放課後児童クラブ名                                                                                                                                                       | 対象年齢                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 津田放課後児童クラブ<br>大川町放課後児童クラブ<br>志度第1放課後児童クラブ(1・2年生)<br>志度第2放課後児童クラブ(3～6年生)<br>鴨庄放課後児童クラブ<br>寒川放課後児童クラブ<br>長尾第1放課後児童クラブ(1・2年生)<br>長尾第2放課後児童クラブ(3～6年生)<br>造田放課後児童クラブ | 小学校1年生<br>～<br>小学校6年生 |

## 3 入会の手続き

### ① 入会の受付

| 区 分             | 受 付 期 間                        | 受 付 場 所        |
|-----------------|--------------------------------|----------------|
| 令和5年度<br>入会希望の方 | 10月3日(月)から10月14日(金) 9:30～18:00 | 各放課後児童クラブ      |
|                 | 10月17日(月)と10月18日(火) 9:00～17:00 | 子育て支援課(寒川庁舎2階) |

※受付期間中に、申請書に証明書等を添えて申し込んでください。証明書等が全て揃わなければ受付できません。

### ② 入会申し込みに必要な書類

書類は、子育て支援課または各放課後児童クラブでお受け取りいただくか、市ホームページ「申請・届出様式ダウンロード」からダウンロードしてください。

「放課後児童クラブ入会申請書」・・・入会児童1人につき1枚

「就労等を証明する書類※」・・・入会児童1人につき1枚

※の書類は、児童2人以上申し込みの場合、どちらか一方がコピーでも可

- ・「就労(内定)証明書」は、学生および令和5年度中に65歳以上となる方を除く同居および同校区在住(統合した学校については、旧校区)の家族全員分必要です。
- ・「農業・漁業・自営業等従事者申立書」は、確定申告書のコピー等、事業に従事していることが客観的にわかる書類を添付してください。

| 証 明 書 類           | 常勤 パート | 自営業 農漁業 | 病気 介護 | 備 考        |
|-------------------|--------|---------|-------|------------|
| 就 労 ( 内 定 ) 証 明 書 | ○      |         |       | 勤務先の証明印    |
| 農業・漁業・自営業等申立書     |        | ○       |       | 確定申告書のコピー等 |
| 医 師 の 診 断 書       |        |         | ○     | 看護・介護の必要事項 |

## 4 入会の決定について

申請書に基づき入会資格を審査し、入会が決定した方には、2月中旬ごろに通知書を送付します。

なお、受け入れ人数に余裕がない場合等、入会できない場合があります。

また、入会後も次に該当する場合は、規定に基づき入会の承認を取り消します。

※児童クラブ費その他実費を滞納したとき

※児童の出席率が著しく低いとき

※その他、児童クラブに入会していることが特に支障があると認めたとき

※入会の資格を欠くことが明らかとなったとき

※虚偽および不正な行為により入会をしたとき

申請後や入会後に家庭の状況、住所、勤務先等申請内容に変更が生じた場合には、速やかに届け出てください。